一　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第九条の二各号に掲げる法人（平成十一年十月一日において適用されていた同条各号に掲げる法人であって、かつ、同日において適用されていたこの規則第八条各号に掲げる法人でなかったものを除く。）

二　国家公務員退職手当法施行令第九条の四各号に掲げる法人（沖縄振興開発金融公庫及び前号に掲げる法人を除く。）

三　旧二千五年日本国際博覧会協会（平成九年十月二十三日に設立され、平成十八年十二月二十七日に解散したものであり、かつ、清算が結了したものをいう。）

四　旧二千二年ワールドカップサッカー大会日本組織委員会（平成九年十二月十二日に設立され、平成十五年十二月三十一日に解散したものであり、かつ、清算が結了したものをいう。）

五　中部国際空港株式会社

（人事院規則一二―〇―二二の一部改正）

第二条　人事院規則一二―〇―二二（人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。